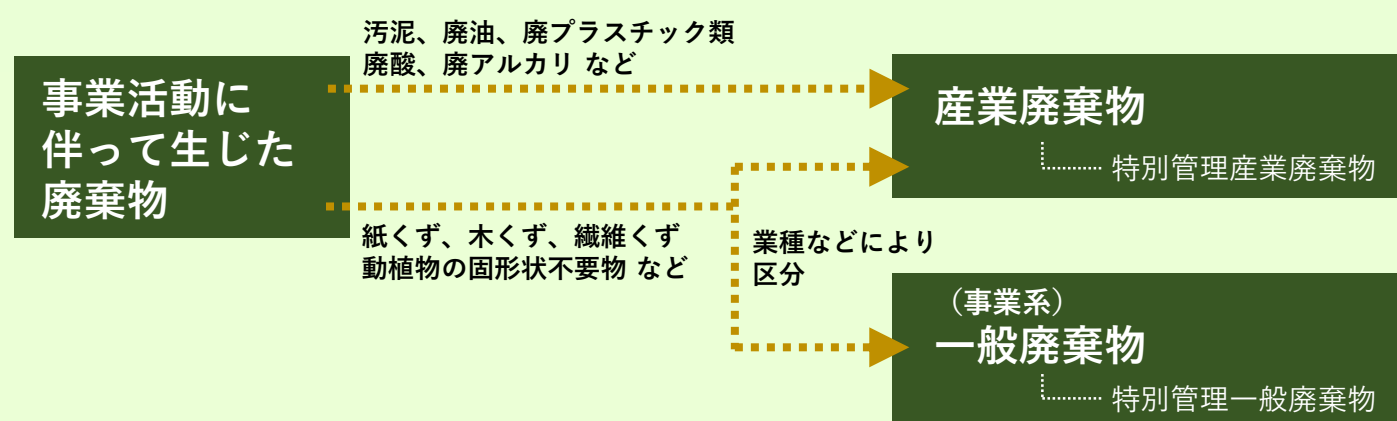


産業廃棄物を排出する人が

一番はじめに 覚えるルール



廃棄物の分類（産業廃棄物とは）



事業活動に伴って生じた廃棄物であっても、そのすべてが産業廃棄物ではありません。一部の品目は、発生させた者の「業種」などによって、産業廃棄物かどうかを区分します。

業種などによる産業廃棄物の区分例

産業廃棄物 である 動植物の固形状不要物	一般廃棄物 である 動植物の固形状不要物
食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動植物の固形状不要物 (例：食品工場で発生した野菜くず)	左記以外の動植物の固形状不要物 (例：飲食店で発生した食べ残し廃棄物)

爆発性、毒性、感染性などの性状を有する廃棄物は、別の基準による処理が必要となるため、特別管理廃棄物と呼んで区分しています。

特別管理産業廃棄物の区分例

特別管理産業廃棄物 である 廃酸、廃アルカリ	普通産業廃棄物 である 廃酸、廃アルカリ
pH 2.0 以下の廃酸 pH 12.5 以上の廃アルカリ	左記以外の廃酸、廃アルカリ

産業廃棄物の処理は、排出者の責任です

事業活動に伴って生じた廃棄物は、自ら処理を行うか、または他者に処理を委託するか、そのどちらかにより排出者が自らの責任において適正に処理をしなければなりません。

1 自ら処理する場合

保管、収集運搬、処分の基準を遵守してください。

基準の例：飛散・流出をさせないこと、保管場所に掲示をすること、運搬車に表示をすること など

※自らが発生させた廃棄物を取り扱う場合は、処理業としての許可は不要です。

※一定の要件を満たす処理施設は、処理するものが自らが発生させた廃棄物であっても許可が必要です。
(併せて1年ごとに処理実績の報告が必要です。)

2 他者に処理（収集運搬・処分）を委託する場合



許可業者への処理委託

- ・ 収集運搬・処分を委託する場合には、許可を受けた処理業者に委託してください。
- ・ 排出者は、委託する廃棄物が委託先の処理工程などで適正に処理できるかを確認してください。
- ・ 排出者は、処理業者の許可証を確認してください。
許可期限や許可区分、品目、許可を受けている地域など、許可内容が委託内容と整合しているか。

契約の締結

- ・ 収集運搬・処分を委託する場合には、排出者がそれぞれの処理業者と契約を行ってください。
- ・ 契約の締結は、書面により行ってください。
- ・ 契約書には法定記載事項を記載してください。
法定記載事項：廃棄物の種類及び数量、適正処理に必要な情報など10項目
- ・ 契約書には許可証の写しを添付してください。
- ・ 契約書及び許可証の写しは、契約終了日から5年間保存してください。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用

管理票（マニフェスト）とは、処理委託した産業廃棄物の処理状況を把握・管理するために使用する伝票です。収集運搬・処分などの各段階が完了すると、マニフェストは排出者のもとに返却され、排出した廃棄物が適正に処理されていることを、排出者が確認することができます。（「電子マニフェスト」を利用して効率的に運用することもできます。）

- ・ 排出者は、廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを交付してください。
- ・ 排出者は、マニフェストにより排出した産業廃棄物の処理状況を確認してください。
- ・ 期限までにマニフェストが返却されない場合や虚偽の記載があった場合などは、排出者はその旨を県に報告してください。
- ・ マニフェストは、交付した（返却された）日から5年間保存してください。

※ 上記はいずれも法令上の義務です。

処理委託した廃棄物の最終処分が完了されるまでが、排出者の責任です。
不適正な処理があった場合は、排出者の責任が問われます。
適正な処理が行われるよう、排出者は必要な費用を負担してください。

排出者が行う報告・届出

県の各環境管理事務所へ提出してください。
〔さいたま市、川越市、川口市、越谷市については〕
各市にお問い合わせください。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（毎年6月30日までに）

前年度に管理票（マニフェスト）を1枚でも交付した者が、その状況などを報告する。
（紙マニフェストについてのみ）

多量排出事業者の処理計画・実施状況報告書（毎年6月30日までに）

多量に産業廃棄物を発生させる者が、
当年度の産業廃棄物の減量などの計画と、前年度の実施状況を報告する。

対象者

法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づくもの

いずれかに該当する事業場を設置する事業者
・ 前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン以上
・ 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上

条例（埼玉県生活環境保全条例）に基づくもの

※併せて環境負荷低減主任者の選任・届出が必要です。

左記以外で、いずれかに該当する事業者

・ 製造業者（一事業所の従業員数が300人以上）
・ 建設業者（一事業所の従業員数が100人以上または
資本金又は出資金が5,000万円以上）
・ 浄水場管理者及び下水道終末処理場管理者
（施設処理能力30,000m³/日以上）

特別管理産業廃棄物管理責任者の届出（設置・変更・廃止後30日以内に）

特別管理産業廃棄物を発生させる者が、
その事業場ごとに管理責任者（有資格者）を設置し、届け出る。

産業廃棄物事業場外保管の届出（事前に）

建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、発生事業場以外の保管場所（300m²以上）で、
発生させた者自らが保管する場合に、その保管場所などを届け出る。

よくある Q & A

Q 建設工事（解体工事を含む）の廃棄物の排出者は誰ですか。

A 建設工事（解体工事を含む）に伴って発生した廃棄物の排出者は、元請業者です。

Q 県で処理業者を紹介してもらえますか。

A 県では処理業者を紹介できません。県ウェブサイトの処理業者一覧から個別にお問い合わせいただくか、
一般社団法人埼玉県環境産業振興協会（☎048-822-3131）にお問い合わせください。

Q 契約書の様式は決まっていますか。

A 法定記載事項を必ず盛り込まなければなりません、それ以外の内容は契約当事者で決定してください。
委託の内容が変更になり、契約変更などを行う場合も同様です。
県のウェブサイトには契約書ひな型を掲載していますので、参考にしてください。

Q 収集運搬と処分の契約書をひとつにまとめてもよいですか。

A 書面をひとつにまとめることは構いませんが、排出者がそれぞれの処理業者と契約するものでなければなりません。
（例えば、処分を収集運搬業者に任せることはできません。）

Q 紙の管理票（マニフェスト）はどこで購入できますか。

A 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会（☎048-822-3131）、
一般社団法人埼玉県建設業協会（☎048-861-5111）などで購入できます。

産業廃棄物についてより詳しく知りたい方は、埼玉県ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-haisyutsu.html>

お問合せ

埼玉県 環境部 産業廃棄物指導課
さいたま市浦和区高砂3-15-1

☎ 048-830-3135



埼玉県マスコット
コバトン・さいたまっちゃん

2020年3月